

「ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）」の創設について

瀬戸内7県の信用保証協会（兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、愛媛）は、せとうちDMO*の取組みに協調し、平成29年5月1日から「ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）」の取扱いを開始します。

この保証制度は、「瀬戸内エリア全体」の観光関連事業者に対して、瀬戸内観光の活性化のために必要な資金を円滑に供給することにより、瀬戸内ブランドの価値向上を図るとともに、新たな観光需要を創造し、地方創生に資することを目的としています。

なお、複数の信用保証協会によるDMOに係る共同の保証制度の創設は、全国初となります。

1.申込人資格要件	信用保証協会の保証対象要件を満たし、次に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者 (1) せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であること。 (2) 一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けていること。
2.保証限度額	5,000万円 一般の普通保険（2億円（組合4億円））及び無担保保険（8,000万円）の範囲内とする。
3.保証割合	責任共有保証（80%保証）
4.対象資金	事業資金（瀬戸内観光事業の活性化に資する資金に限る。）
5.保証期間	一括返済の場合 1年以内 元金均等分割返済の場合 10年以内（うち据置期間1年以内）
6.保証料率	利用する信用保証協会所定の保証料率 （香川県信用保証協会利用の場合：1.90%から0.45%）
7.貸付金利	金融機関所定利率
8.担保・保証人	担保……必要に応じて徴求 保証人……原則として法人代表者以外不要
9.申込添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書を添付するものとする。

※ せとうちDMOについて

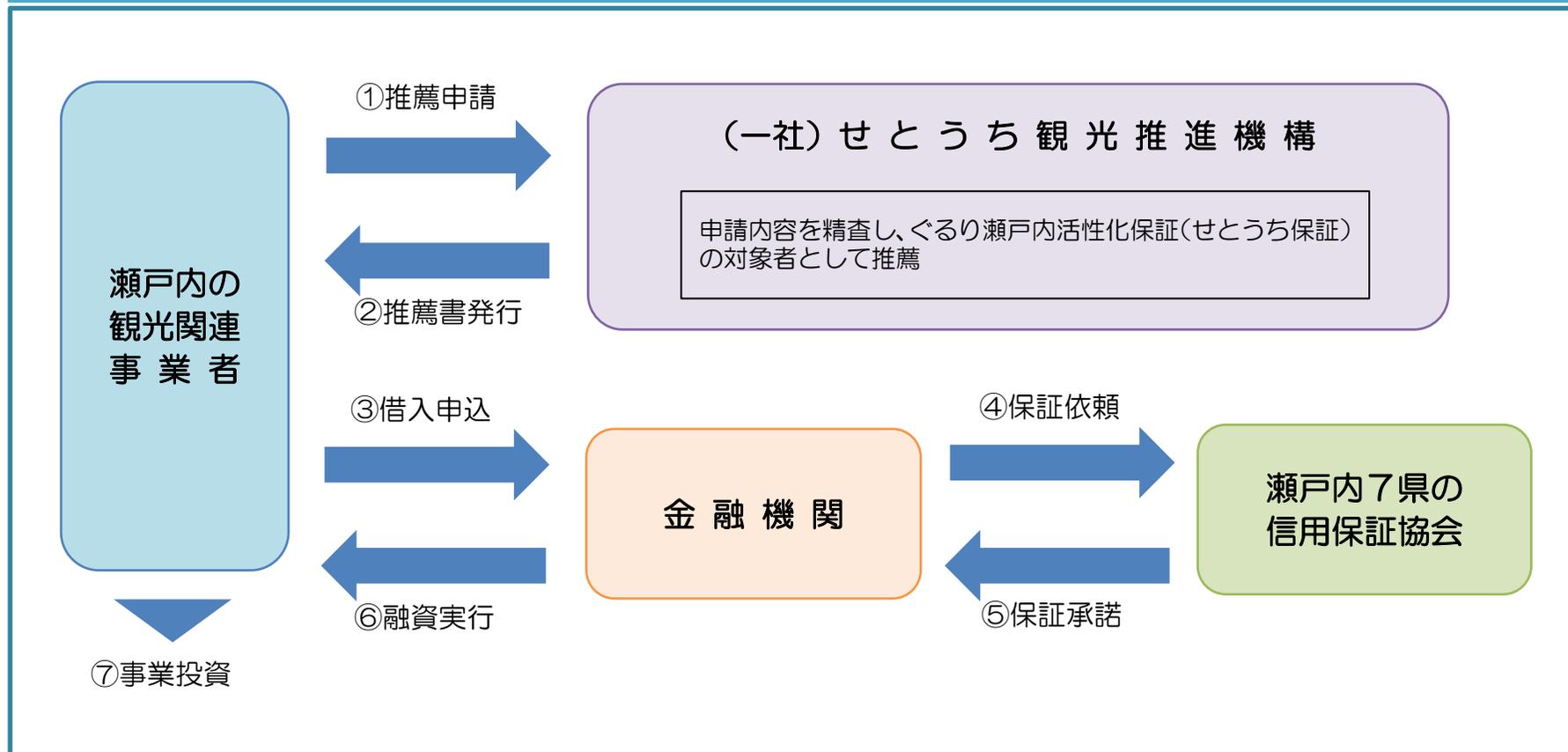
DMO（Destination Management/Marketing Organization）とは、観光地（Destination）を活性化させて地域全体を一体的にマネジメントしていく組織のことです。

せとうちDMOは、一般社団法人せとうち観光推進機構と株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを中心に構成されており、瀬戸内ブランドの確立と瀬戸内地域の価値の最大化を図るため、瀬戸内が有する様々な観光資源を最大限活用し、様々な関係者ととも、持続可能な観光地経営に取り組んでいます。

詳細は香川県信用保証協会 保証部・経営支援部へお問い合わせください。

☎ 保証部 : 087-851-0062 経営支援部 : 087-851-0068

ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)に関するスキーム図



平成 年 月 日

推薦願

一般社団法人せとうち観光推進機構 御中

住所
会員名
代表者名

今般金融機関より下記資金を借り受けるにあたり、ぐるり瀬戸内活性化保証制度を活用したく、申請します。

記

1. 借入申込金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

2. 資金使途（該当する項目に○をして下さい）

該当	資金使途の内容
	インバウンド観光客のニーズに対応するための事業拡大や設備増強を行う等のインバウンド対応資金
	新たな観光サービスや商品の提供に取り組む等、新規事業の創造、事業化を図るための資金
	魅力ある地域の食材・製品のブランド化や販路拡大に取り組む等、既存事業の成長を図るための資金

以 上

平成 年 月 日

推薦書

県信用保証協会 御中

広島市中区基町 10 番 3 号
一般社団法人せとうち観光推進機構 印

上記は、ぐるり瀬戸内活性化保証制度に適合する資金の申請であり、推薦します。

以 上

特記事項（申請者の事業概要等）

(注)本推薦書の発行日から 3 ヶ月以内に信用保証協会に対して、ぐるり瀬戸内活性化保証制度の申込みを行うことが必要です。